

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 五條市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.2%
全職員	90.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.3%
本庁課長相当職	105.4%
本庁課長補佐相当職	99.5%
本庁係長相当職	98.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	133.5%
31～35年	98.1%
26～30年	88.7%
21～25年	90.3%
16～20年	97.3%
11～15年	84.5%
6～10年	91.5%
1～5年	82.9%

【説明欄】

○地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき、その職務の複雑・困難・責任の度合いに基づく職務の級と勤続年数等により決定されます。同一の級・号給であれば、同一の額となり、性別により給与に差異が生じることはありません。

○「男女の給与の差異」が生じている主な要因として、常勤職員以外の職員（会計年度任用職員等）に占める女性の割合が、男性よりも高い。また、給与には各種手当が含まれますが、扶養手当を受給する職員が男性の方が女性より多いことも要因となっています。

○育児休業や部分休業の取得者数が女性の方が男性より多いことも要因となっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。